

大田市告示第 8 5 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 1 2 号）による改正前の地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき、販売及び集金事務の委託について次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

大田市長 楫 野 弘 和

1. 受託者の名称、代表者、所在地

業務受託者		所在地
特定非営利活動法人石見銀山資料館	理事長 仲野義文	大田市大森町ハ 5 1 番地 1
石見交通株式会社	取締役社長 小河英樹	益田市幸町 2 番 6 3 号
一般社団法人大田市観光協会	代表理事 谷本隆臣	大田市仁摩町大国 4 2 番地 1
大田市文化協会	会長 石賀 了	大田市大田町大田イ 1 2 8 番地
株式会社六一書房	代表取締役 八木唯史	東京都千代田区神田神保町 2 丁目 2 番地 2 2
島根県教科図書販売株式会社	代表取締役社長 今井直樹	松江市北陵町 6 0 番地
株式会社報光社	代表取締役 原伸雄	出雲市平田町 9 9 3

2. 委託した事務の内容

- ・石見交通株式会社、島根県教科図書販売株式会社
『石見銀山学ことはじめ』Ⅰ始・Ⅱ水・Ⅲ土・Ⅳ木・Ⅴ火・Ⅵ銀、『石見銀山ことはじめ わたしたちの石見銀山』の販売、代金の集金、販売及び集金に付随・関連する行為
- ・特定非営利活動法人石見銀山資料館、一般社団法人大田市観光協会、大田市文化協会、株式会社六一書房、株式会社報光社
『石見銀山学ことはじめ』Ⅰ始・Ⅱ水・Ⅲ土・Ⅳ木・Ⅴ火・Ⅵ銀の販売、代金の集金、販売及び集金に付随・関連する行為

3. 委託年月日

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで